大阪府高齢者・障がい者住宅計画の目的、位置付け、期間

１　目的

大阪府は、本格的な超高齢社会を迎えて、今後も高齢者人口・世帯数はともに増加が見込まれています。また、障がい者手帳所持者の増加も続いています。このような中、地域包括ケアシステムの構築や障がい者の地域移行の推進など、高齢者や障がい者が自宅や住み慣れた地域で暮らせる環境づくりの重要性は、ますます高まっています。

　　平成28年12月に策定した「住まうビジョン・大阪」では、「活力・魅力の創出」と「安全・安心の確保」が相互に作用し合い、好循環を生み出す政策展開により、「住まうなら大阪」と思える、多様な人々が住まい、訪れる居住魅力あふれる都市を創造することを基本目標と定めるとともに、その実現のための５つの施策の柱の一つとして「安心してくらすことができる住まいと都市の実現」を掲げ、子どもから高齢者や障がい者、外国人をはじめ、誰もが住み慣れた地域で、ともに安心・快適にくらすことができる住まいと都市を実現し、全ての人々の人権が尊重される豊かな社会の実現をめざすこととしています。

　また、国では、新たな住生活基本計画（全国計画）（平成28 年3月閣議決定）において、2025 年までに、高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合を4％にすることなど、「高齢者が自立してくらすことができる住生活の実現」が目標として位置づけられました。さらに、平成29年2月には、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度の創設を柱とした「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律案」（以下「改正法案」という。）が閣議決定されたところです

これらの目標を実現するためには、高齢者や障がい者の居住の安定をいかにして確保するのか、空家も含めた民間賃貸住宅の活用について、その方向性や具体的方策を明確にし、確実に実行していくことが必要です。

　こうした背景から、今後の高齢者や障がい者の居住の安定確保に向けた総合的な施策を推進するための指針として「大阪府高齢者・障がい者住宅計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

２　位置づけ

本計画は、「住まうビジョン・大阪」に基づき、今後の高齢者や障がい者の住まいとまちづくりに関する施策の方向性を示す個別の計画として策定します。

また、高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給目標やその達成に向けた取組等を本計画に定めることにより、高齢者住まい法における、「大阪府高齢者居住安定確保計画」として策定します。

３　計画期間

本計画の計画期間は、2016（平成28）年度から2025（平成37）年度までの10年間とします。

なお、長期的な目標を提示する観点から10年間の計画期間としていますが、計画の達成状況の評価や社会･経済の変化、関連する計画との整合性などから、概ね5年を基本として、必要に応じて計画の見直しを行います。